

説明書

(令和5年8月6日作成)

(不誠実対応②)

「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」が、誤った情報をもとに悠生君の母親(清水亜佳里)のTwitterに記載された内容を批判してきたが、その内容があまりにも当事者意識が欠如している内容であった。遺族側は「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」側に対し、この当事者意識の欠如に関し説明を求めたが、さらなる当事者意識の欠如を示唆する返答が返ってきたのみであった。

(詳細事項)

Twitterにおいて悠生君の母親(清水亜佳里)は、警察から見つかった時は全裸であったとの記載を行ったところ、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」よりこのtwitterに対しての通知書(令和5年4月26日作成)が届いた。

この通知書の内容は、Twitterにおいて記載されている内容で、「悠生君が見つかった時は、全裸の状態であったこと。」「警察は意識がなくなる前に、苦しくてもがいて脱げて行ったと説明したこと」が事実と異なる。その理由として、宇津兄弟(宇津雅美と宇津慎史)は悠生君に掛けられたブルーシートの間隙から服を着ていた点を確認している。従って、全裸であったことは事実と異なると考えている。事実確認の為、上記説明をした警察官の氏名を教えて欲しいと記載してあった。

これに対応する為に、悠生君の母親(清水亜佳里)は早急に警察に電話し確認したが、やはり裸であったことは事実であった。ただ説明した警察官は誰だか解らないとの説明を受けた。この情報は「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」の担当弁護士に、悠生君の母親(清水亜佳里)は電話で上記内容を説明している。

この手のクレームが死亡事故を起こし、悠生君の命を奪った施設側から出てきたことは普通なら驚愕を覚える内容である。悠生君は行方不明になっており、そのため検死・司法解剖をうけている。従って発見時の状況に関しては、警察から遺族は教えてもらっている。そもそも遺族がこの説明を警察からうけた日時には、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」が土壇場で悠生君との面会を一方的に断ってきた時である。一方的に悠生君との面談を断ったために、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」側はこの情報を持っていなかったのである。

悠生君の遺族は、大切な悠生君にどのような苦しい思いをさせたのか、ほぼ毎日、後悔の念で苦しまされている。特に悠生君が見つかった時の姿や表情は、悠生君の両親の脳裏に焼き付いている。しかしながら当の悠生君の命を奪った施設は、そのような感情は

一切なく、むしろクレームをつけてきている状態である。

既に今までのやり取りで嫌というほど、宇津兄弟（宇津雅美 及び、宇津慎史）」の致命的倫理感の欠如を実感させられている。従って、遺族側は記載すること自体が非常につらいが、どのような思いを悠生君の両親が、悠生君に事故後に会った時、すなわち「アルプスの森（施設長：宇津慎史）」が悠生君に会うのを直前で逃げ出した時に感じたのかを説明した文章を作成し提出している（2023年5月22日作成）。

「アルプスの森（施設長：宇津慎史）」が自己都合の誤った情報をもって、悠生君の母親（清水亜佳里）に対してクレームをつけてきたその内容は、「アルプスの森（施設長：宇津慎史）」に当事者意識が欠如していることを証明している。その事実を遺族側が「アルプスの森（施設長：宇津慎史）」に対して説明しても、案の定、「アルプスの森（施設長：宇津慎史）」が遺族を傷つけたことに対する謝罪は一切なく、以下内容の回答書を送ってきたのみである。

全裸であったかについて

当社は、清水君が苦しまれたことや、清水様が大変悲しまれていることについては、何ら争っているわけでもなく、これらについて記載されていることを否定するつもりもございません。

ただ、全裸であったとする点については、これに反する複数の目撃証言があったため、ご確認をお願いした次第です。

（回答書(令和5年7月7日作成)より一部抜粋)

上記記載から解るように、遺族が如何にそのクレーム内容が遺族を傷つける内容であると説明しても、事実確認目的のみで説明が終わっている。そのため、宇津兄弟（宇津雅美 及び、宇津慎史）」に対し、再度、そのような批判をしてくる事自体が、「アルプスの森（施設長：宇津慎史）」が当事者意識の欠如を示唆していると説明したが（令和5年5月22日作成の質問）、やはり、一番重要な当事者意識の欠如に関しては一切の説明はなく、以下のような返答をしてきたのみであった。勿論、この遺族を傷つけた件における謝罪はない。

清水君のご遺体が神崎川で発見されたときに全裸であったか否かについては、複数の目撃証言と清水亜佳里様のツイートの内容に齟齬がありました。

この齟齬についてご確認をお願いした次第であり、決して清水君が苦しまれたことや、このことについて清水様が悲しまれていることを否定しているわけでは全くございません。

（回答書(令和5年7月25日作成)より一部抜粋)